

地方職員共済組合埼玉県支部

職 員 食 堂

運 営 受 託 者 公 募 要 項

令和5年9月

地方職員共済組合埼玉県支部

目 次

1 趣 旨	1
2 職員食堂の概要	1
3 職員食堂の基本コンセプト	2
4 委託条件	2
5 運営条件	6
6 応募者の資格	9
7 応募手続き等	10
8 運営受託予定者の決定	12
9 そ の 他	13
○ 運営受託予定者選定審査基準	14
○ 埼玉県庁本庁舎（第一職員食堂） 配置図	15
○ 第一職員食堂 平面図	16
○ 第一職員食堂 厨房機器	18
○ 埼玉県庁第二庁舎（第二職員食堂） 配置図	21
○ 第二職員食堂 平面図	22
○ 第二職員食堂 厨房機器	24
○ 質疑書提出書	27
○ 質疑書	28
○ 応募資格に関する書類	29
○ 応募区分に関する書類	30
○ 応募申請書（第一職員食堂）	31
○ 応募申請書（第二職員食堂）	32
○ 様式第1号 運営実績	33
○ 企画提案に関する書類	34
○ 参考 資料例	35
○ 企画提案選考辞退届	46
○ 職員食堂の概要	47

1 趣旨

地方職員共済組合埼玉県支部（以下「共済組合」という。）が運営する職員食堂（第一職員食堂及び第二職員食堂）は職員の福利厚生のために設置され、現在、民間事業者への委託により運営・管理を行っているところです。

今回、当該業務委託契約が、第一職員食堂は令和6年2月29日に、第二職員食堂は令和5年12月31日に満了することに伴い、引き続き職員食堂の運営を効率的かつ効果的に行うため、食堂運営のノウハウを有する者を対象として運営受託者を公募します。

なお、第二職員食堂は、令和6年1月中、客席部分のリニューアル工事を行うため営業を休止します。そのため、第二職員食堂の業務委託は令和6年2月1日から開始となります。

2 職員食堂の概要

(1) 第一職員食堂

- ・所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
- ・設置場所 埼玉県庁本庁舎地下1階（15頁を参照）
- ・面積 235.53㎡
- ・客席数 113席（17頁を参照）

(2) 第二職員食堂

- ・所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
- ・設置場所 埼玉県庁第二庁舎地下1階（21頁を参照）
- ・面積 438.00㎡
- ・客席数 172席予定 *リニューアル工事後の席数（新レイアウト予定図は説明会で配布）、現状は23頁を参照のこと。

(3) 第二職員食堂リニューアル工事

ア リニューアル工事の概要

- (ア) 昼食提供の時間帯以外をワーキングスペースとして有効活用するため第二職員食堂客席部分の改修工事を行う予定です。

テーブルを今より奥行きのあるものに代え、一部をコンセント付きとし、人工観葉植物を多く設置するとともに、天井、床、壁を改修して快適な空間にする予定です。

- (イ) 施工期間は令和6年1月中です。厨房部分には出入り可能ですが、埃、騒音、においが発生し、調理作業等はできません。

イ ワーキングスペースとしての活用、第二職員食堂の営業時間

- (ア) 第二職員食堂客席は、昼食提供の中心となる時間帯（11時30分～13時30分）を除き、8時30分から17時15分までワーキングスペースとして活用する予定です。
- (イ) 第二職員食堂客席は、昼食提供の中心となる時間帯（11時30分～13時30分）については食堂専用スペースとし、一部時間帯（11時～11時30分、13時30分～14時）については、客席エリアを区切り食堂スペースとワーキングスペースを両存させる予定です。

- (ウ) 第二職員食堂客席は、ワーキングスペースの時間帯であっても客席エリアを区切り、おかず詰合わせ作業場所や休憩場所として使用することについて調整に応じます。

ウ 第二職員食堂運営上の依頼事項

- (ア) 第二職員食堂客席をワーキングスペースとして活用するため、8時30分に食堂客席側入口の鍵を開け、17時15分に食堂客席側入口の鍵を閉めてください。
- (イ) 昼食提供の時間帯前後に食堂客席（中庭部分を除く）のテーブル・椅子の清掃を行ってください。
- (ウ) ワーキングスペースとする時間帯に喫茶サービス（コーヒーマシン等の設置でも可）を提供していただくようお願いします（企画提案）。

3 職員食堂の基本コンセプト

企画提案に当たっては、特に、次の視点を重視してください。

- (1) 魅力あるメニューの提供
- ・美味しく、栄養バランスのとれた食事の提供
 - ・安心・安全な食材の活用、フードロス対策
 - ・健康増進を推進するメニューの提供
 - ・集客力のある魅力的なメニューの提供
 - ・低廉・適正な料金の設定
- (2) 安定的かつ継続的な運営・管理
- ・適正な従業員の配置
 - ・適正な安全管理と衛生管理、感染症対策
 - ・徹底した従業員への教育・訓練体制
 - ・運営、人材、メニュー開発、食材調達等の十分な支援体制
 - ・積算根拠が妥当で健全な収支計画

4 委託条件

- (1) 契約方法
- 共済組合と運営受託者において、職員食堂の運営・管理に関する委託契約（以下「委託契約」という。）を締結の上、職員食堂の運営・管理を行うものとします。
- (2) 運営委託料等
- ア 運営委託料の支払いは行いません。
- イ 運営収支は全て運営受託者に帰属し、運営収支の責任は運営受託者が負うものとします。また、共済組合は運営上生ずる赤字の補填を一切行いません。
- (3) 委託契約期間
- ア 第一職員食堂 令和6年3月1日から令和8年12月31日まで（2年10カ月間）
第二職員食堂 令和6年2月1日から令和8年12月31日まで（2年11カ月間）
- イ 委託契約期間終了後は、共済組合において運営受託状況等が良好であると判断した場

合、共済組合と運営受託者の協議により委託契約期間を1年ごとに更新し、最長で令和10年12月31日まで更新可能とします。

ウ 委託契約期間中に、厨房機器等の不具合により、大規模な修繕や入替等の必要が生じ、その修繕や入替等に要する期間が職員食堂の運営・管理に影響を及ぼす場合は、運営受託者と協議の上、一時休業等の措置をとることがあります。この場合において、運営受託者から共済組合に対して原則補償を請求することはできません。

(4) 経費負担区分

ア 埼玉県又は共済組合が負担する経費

(ア) 施設・設備・備品の修繕費（5万円未満の修繕及び運営受託者の故意・過失等による場合を除きます。また、運営受託者の所有に係るものも除きます。）

(イ) 清掃費（客席内定期清掃、客席内ワックスがけ）、客席内害虫駆除費、ゴミ処理費（埼玉県の庁舎管理上、埼玉県が処分することとしている一般廃棄物）

イ 運営受託者が負担する経費

(ア) 施設管理等手数料（(5)を参照してください。）

(イ) 光熱水費等（(6)を参照してください。）

(ウ) 電話料金（(7)を参照してください。）

(エ) 施設・設備・備品の修繕費（5万円未満）

(オ) その他職員食堂の運営・管理に要する経費（埼玉県又は共済組合が負担する経費を除く。）

原材料費（食材料費）、人件費、厨房・客席消耗品費、清掃費（埼玉県又は共済組合が負担するものを除く。）、ゴミ処理費（埼玉県又は共済組合が負担するものを除く。）、テレビ受信料等

(5) 施設管理等手数料

ア 施設管理等手数料は売上歩合とし、1か月間の売上額（消費税及び地方消費税除く。）に施設管理等手数料率を乗じた額を施設管理等手数料とします。施設管理等手数料率は次に掲げる率（小数点第2位まで可）以上の率を企画提案してください。

(ア) 第一職員食堂 0.75%以上の率

(イ) 第二職員食堂 3.00%以上の率

イ 運営受託者は、1か月間の売上額（消費税及び地方消費税除く。）を翌月の10日までに共済組合へ報告し、施設管理等手数料に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を、共済組合が指定する日（おおむね当該月末となります。）までに共済組合に納付することとします。

ウ 運営受託者から納付される施設管理等手数料は、基本的に共済組合が実施する厨房機器の修繕費用や入替等に要する費用に充当するものとします。ただし、納付された施設管理等手数料全額を充当することを約束するものではありません。

なお、建物の躯体・構造に影響を及ぼす設備等の修繕については、埼玉県又は共済組合が対応します。

(6) 光熱水費等

ア 運営受託者は、次のとおり光熱水費等（ガス料金、水道料金、下水道料金、電気料金、庁舎管理料）を支払うものとします。光熱水費等の算出方法は、下記のとおりです。

(ア) ガス料金

県庁舎全体のガス使用料を各職員食堂のガス使用量で按分した額

(イ) 水道料金及び下水道料金

県庁舎全体の上下水道使用料を各職員食堂の水道使用量で按分した額

(ウ) 電気料金

県庁舎全体の電気使用料を各職員食堂の面積で按分した額

なお、第一職員食堂については、職員食堂施設の外に設置している給食券販売機2台分に係る電気料金が加算されます。

(I) 庁舎管理料

県庁舎全体の庁舎管理関係委託料の按分分として埼玉県から共済組合に請求される行政財産使用料相当額

イ 運営受託者は、光熱水費等を当該費用が発生した翌月以後で、共済組合が指定する日までに支払うものとします。

(7) 電話

電話については、内線回線のみあります。電話機の設置については、運営受託者の負担とします。外部との連絡のため、外線電話を設置する場合は、設置工事や維持運営に要する経費については、運営受託者負担としますが、その方法等については別途協議といたします。

(8) 職員食堂のレイアウト

ア 運営受託者は、基本的には、現状のレイアウト（第二職員食堂はリニューアル工事後のレイアウト、設備及び備品類を含む。）により、(9)に基づいて無償貸与された設備、備品、消耗品を使用して職員食堂の運営・管理を行うものとします。

イ 座席配置や設備・備品類の設置場所の変更などを行いたい場合は、共済組合や埼玉県と協議を行い、その可否を決定することとします（内容によっては、承認しない場合もあります。）。当該変更を行う場合に要する費用や維持管理に要する費用は、運営受託者の負担とします。

(9) 設備、備品、消耗品の無償貸与

ア 共済組合は、運営受託者に対して、現在の職員食堂で使用している設備、備品、消耗品（食器等）を無償で貸与するものとします。

イ 企画提案により、無償で貸与される食器等を使用せず、運営受託者の負担により準備した食器等を使用することも可能です。この場合、無償で貸与される食器等については運営受託者が適切に保管してください。同様に、無償で貸与される食器等と運営受託者の負担により準備した食器等を併用して使用することも可能とします。

ウ 必要に応じて消耗品（食器等）を運営受託者の負担により準備してください。また、

運営委託契約終了後、当該消耗品（食器等）は撤去していただくこととなります。

(10) 禁止事項

ア 運営受託者は職員食堂の場所を職員食堂以外の用途に使用することはできません。

イ 委託契約書の条項に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ、若しくは担保に供し、若しくは営業を委託し若しくは名義貸し等を行うことはできません。

(11) 契約の取消し又は変更

次のいずれかに該当するときは、委託契約を取消し又は変更することがあります。

この場合において、運営受託者に損害又は損失が生じても、共済組合は、その賠償又は補償の責めを一切負いません。

ア 運営受託者が委託契約書の条項及び本公募要項の条項に違反したとき。

イ 運営受託者が使用上の制限等に違反したとき。

ウ 職員食堂の場所について、埼玉県が行政上の目的で別に使用する必要が生じ共済組合が埼玉県から使用物件の返還を求められたとき。

エ 運営受託者が応募資格の詐称、その他不正な手段により契約を締結したとき。

オ 運営受託者が銀行の取引停止、破産の宣告又はこれに類する措置を受けたとき。

カ 施設管理等手数料、光熱水費等の支払いの有無にかかわらず、休業状態が継続しているとき。

キ 運営受託者が委託業務を取り扱うことが不相当と認められる事情が発生したとき。

(12) 原状回復

委託契約期間が終了したとき又は委託契約が取り消された場合には、運営受託者は直ちに自己の責任と負担により使用した財産を原状に回復して返還していただきます。この場合、運営受託者から共済組合に対して一切の補償を請求することはできません。

ただし、共済組合において、原状回復の必要性がないと認めた部分については、この限りではありません。

(13) 損害賠償

運営受託者が、共済組合又は第三者に損害を与えた場合は、全て自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

(14) 定期報告

運営受託者は、毎年度終了後、速やかに前年度の収支実績を含む事業報告書を作成し、共済組合に提出することとします。また、この定期報告以外にも、共済組合から収支等の報告を求められた場合は、運営受託者は、その求めに応じなければなりません。なお、クレーム対応については、その都度共済組合に報告することとします。

(15) 法令遵守

職員食堂の運営に当たっては、関係法規及び庁舎管理者等が定める規定等を遵守していただきます。

5 運営条件

(1) 運営方法

運営方法は直営とし、運営会社（チェーン本部等）がフランチャイズ契約等に基づき第三者に運営を任せたり、運営会社のフランチャイズ加盟者等が運営を行ったりすることはできません。

(2) 営業日

ア 原則として、営業日は県庁舎の開庁日とします。

イ 開庁日は、下記の閉庁日を除いた日となります。

- ・土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・年末年始（12月29日～1月3日）

(3) 営業時間

ア 営業時間については、企画提案によるものとします。【参考 資料番号①】

ただし、午前11時から午後2時までは昼食時間として必ず営業を行うこととします（定食提供は午前11時30分から、オーダーストップは午後1時30分）。

その前後の時間に営業するかは企画提案によりますが、上記時間の延長を共済組合からお願いする場合があります。その場合は令和5年10月3日（火）までに埼玉県ホームページに掲載し説明会参加者に連絡します。

イ 運営受託後に営業時間の見直しを行うことも可能としますが、共済組合が承認する場合に限り変更できることとします。

ウ 共済組合から営業時間の延長の依頼があった場合は、運営受託者は協議に応じなければならぬものとします。

(4) 開店予定日

開店予定日は次のとおりとし、運営受託予定者の決定後に共済組合と協議の上正式に決定することとしますが、開店予定日の前であっても準備が整い次第開店するものとします。

- ・ 第一職員食堂 開店予定日 令和6年3月11日（月）
- ・ 第二職員食堂 開店予定日 令和6年2月13日（火）

(5) メニュー及び価格等

ア メニュー及び価格については、企画提案によるものとします。【参考 資料番号②】

職員の福利厚生のため食堂を運営している趣旨を踏まえ、現行のメニュー及び価格を参考に、低廉な価格設定のメニュー（定食等）を提供してください。

また、特別メニュー、イベントメニュー及び被災地応援メニューなど魅力あるメニューも提供してください。

イ 次のメニューについては、必ず提案してください。【参考 資料番号②】

(ア) 「埼玉県コバトン健康メニュー」の基準を満たす健康メニューを、1週間のうち平均2日間以上提供するものとします。

埼玉県コバトン健康メニューの基準：食塩相当量3g未満、野菜使用量120g以上

エネルギー（熱量）500kcal～700kcal

(イ) 「県産食材（肉または野菜）を使用した（地産・地消）メニュー」を、4週間のうち2日間以上提供するものとします。また、通常から埼玉県産の米「彩のかがやき」の使用に努めてください。

(ウ) 上記(ア)と上記(イ)は、県産食材を使用した健康メニューを提供することで日数をそれぞれカウントしてよいものとします。

(エ) 原則、定食、カレー及び麺類は、全営業日提供するものとします。

ウ 食による健康増進を推進するメニューの提供に努めてください。また、フードロス対策についても努めてください。【参考 資料番号②】

エ 弁当、懇親会等の実施については、委託の条件とはしませんが、企画提案することは可能です。また、職員食堂内で弁当類を販売することは可能ですが使い捨て容器の使用は認められません。

喫茶サービス(コーヒーマシン等の設置でも可)については、ワーキングスペース又は打合せスペース時間帯に提供することを企画提案してください。【参考 資料番号③】

オ 埼玉県の施策の推進やイベント企画に対して、営業に支障のない範囲で協力するものとします。

カ 午前8時30分から午後5時15分までの間はアルコール類の提供はできません。懇親会などでアルコール類を提供する場合は共済組合との協議と承認（承認しない場合もあります）を必要とします。なお、感染症予防のため現在懇親会の実施は中止しています。

キ 運営受託後通常メニューの価格を変更する場合は、共済組合との協議と承認（承認しない場合もあります）を必要とします。

(6) 職員食堂の利用促進や有効活用

職員食堂の利用促進や有効活用を図るため、次の項目に関して企画提案をしてください。

ア 混雑緩和【参考 資料番号⑧】

職員食堂の混雑を緩和して利用者の利便性を向上させるための方策等について企画提案してください。

イ 利用促進【参考 資料番号⑨】

より多くの職員に職員食堂を利用してもらうために有効な対策等について企画提案してください。

ウ 施設の有効活用【参考 資料番号⑩】

第一職員食堂は、職員食堂の運営・管理に支障がない範囲で、客席を職員及び来庁者との打合せスペースなどとして利用させるものとしますので、利用可能な時間、利用形態等を企画提案してください。

エ その他の企画提案【参考 資料番号⑪】

職員食堂の運営・管理に支障がない範囲で施設環境を整備し利用者に快適な環境を提供するための対策等があれば企画提案してください。

* 食器や給茶機等の提供があれば企画提案してください。

(7) 搬入搬出

食材等の搬入については、下記のとおりとします。

ア 第一職員食堂

本庁舎東玄関から行き、荷物用エレベーターを使用し、地下1階食品庫に搬入することとします。

イ 第二職員食堂

第二庁舎地下1階東側駐車場から行き、地下1階食品庫に搬入することとします。

(8) 廃棄物等の処理

職員食堂内で発生したゴミについては、運営受託者が廃棄物処理業者に処理委託して処分します。ゴミを出す場所については、別途指定します。

(9) 営業に伴う関係法令上の手続き

職員食堂の営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て運営受託者の責任と負担において行うこととします。

(10) 施設の管理

ア 運営受託者に対し埼玉県及び共済組合が庁舎の管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。

イ 運営受託者は善良な管理者の注意をもって職員食堂等の場所を使用しなければなりません。

ウ 運営受託者は職員食堂内における衛生管理に十分留意することとし、職員食堂内を常に清潔に保ってください。

エ 職員食堂内は全て禁煙とし、灰皿の設置はできません。

オ 県庁舎（職員食堂内除く。）及び敷地内において、張り紙、看板等の表示又は掲出はできません。ただし、あらかじめ承認を受けたときは、この限りではありません。

カ 受変電設備の法令点検等により停電となることなどがあります。この場合、食材の保管などの対応を行っていただく必要があります。

(11) 食品庫等

食品庫、事務室、更衣室については、下記のとおりとします。

ア 第一職員食堂（16頁を参照）

食品庫及び事務室については、職員食堂の隣にあります。

更衣室については、警備員控室隣の更衣室を使用します。（警備員と共用となります。）

イ 第二職員食堂（22頁を参照）

食品庫及び事務室については、既設の食品庫A～C及び事務室を使用します。

更衣室については、休憩室を使用します。

ウ 運営受託者の従業員用の駐車場については確保できません。

(12) その他

ア 運営受託者の都合により生じる経費は、運営受託者が負担することとします。

イ 運営受託者は、県庁舎の使用に当たり、形質の改変をすることはできません。ただし、

あらかじめ承認を受けたときは、この限りではありません。

ウ 運営受託者は、共済組合の指示に従い、建築、電気、機械及び防災等の各設備を常に良好な状態に保つように使用しなければなりません。

エ 職員食堂の運営条件については、本公募要項に定めるもののほか、委託契約書及び埼玉県並びに共済組合の関係規程等に定めるところによります。

6 応募者の資格

応募者は、この公募要項に定める「3職員食堂の基本コンセプト」の趣旨を十分に理解して進出意欲がある者で、かつ、良質な食事及び優良なサービスを低廉な価格で提供できるノウハウと実績を有する者のうち、次に掲げる全ての要件を満たす者としてします。

- (1) 法人であること。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の許可を持ち、平成31年1月以降において今回応募する職員食堂客席数の2/3以上の客席数の社員食堂又はレストラン等において運営又は運営受託を2年間以上継続して行っている実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 運営不振の状態（民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てを行った等）にないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
 - イ 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が運営に実質的に関与しているとき。
 - ウ 役員が、自社、自己若しくは第三者の不当の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしたとき。
 - エ 役員が暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - カ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び役員等がその構成員でないこと。
- (8) 公共の安全と福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全と福祉を脅かすおそれのあ

る団体に属していないこと。

- (9) 本件業務委託について埼玉県ホームページに掲載した日から運営受託予定者決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513-2号総務部長通知）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (10) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。

7 応募手続き等

(1) 説明会の開催

この公募要項及び職員食堂について説明会を開催します。応募の意思がある場合は、原則この説明会に参加しなければなりません。

なお、説明会では公募内容等に係る簡易な確認事項以外は、口頭による質問は受けられません。

ア 開催日時

令和5年9月28日（木）午後2時～午後4時

(ア) 午後2時～午後3時 公募要項の説明

(イ) 午後3時～午後4時 職員食堂の現況説明

※ 時間は前後することがあります。

イ 開催場所

埼玉県庁職員会館4階音楽室

会場の都合により、出席者は2名までとします。

ウ 参加方法

令和5年9月27日（水）午後5時までに共済組合（埼玉県総務部職員健康支援課・厚生担当）に電話で申し込んでください。

電話番号 048（830）2462

(2) 質疑方法及び回答

この公募要項に関する質疑については、質疑書（書式は27～28頁を参照）により受け付けます。質疑書以外では受け付けられません。

質疑書は電子メールで提出してください。この場合、質疑書の提出後に必ず確認の電話をお願いします。

また、本公募とは無関係の事項に対する質問や公正な審査を阻害するおそれがある質問には回答できません。

ア 質疑書の受付期間

令和5年10月2日（月）～令和5年10月6日（金）午後5時まで

イ 質疑書への回答

令和5年10月12日（木）午後5時までに、電子メールで質疑書提出者及び説明会参加者全員に回答する予定です。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

- (ア) 応募資格に関する書類 (書式は29頁を参照)
- (イ) 応募区分に関する書類 (書式は30頁を参照)
- (ウ) 応募申請書 (書式は31～32頁を参照)
- (エ) 企画提案に関する書類 (書式は34頁を参照)

※ 第一職員食堂と第二職員食堂の両方に応募する場合は、(ウ)及び(エ)をそれぞれ作成してください。

イ 提出期間

令和5年10月16日(月)～令和5年10月20日(金)

ウ 提出方法

提出期間の午前9時30分から午後4時(正午から午後1時までには受け付けを行いません。)の間に下記の提出場所に持参してください。

エ 提出に当たっての注意事項

- ・企画提案書は35頁以降に添付した様式を用いるか、これを参考に作成してください。参考にして作成する場合は様式にある注意書きに留意し作成してください。
- ・書類は日本語により作成してください。
- ・提出に当たっては必ず持参してください。郵便や宅配便等では受理できません。
- ・提出書類に不備や虚偽があった場合は失格となる場合があります。
- ・上記書類のほか、共済組合が必要とする書類の提出を求めることがあります。
- ・提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- ・提出書類は、共済組合において必要な部数を複写できるものとします。
- ・提出書類は、原則として、運営受託予定者の決定、委託手続を実施する以外には使用しません。

(4) 問い合わせ先並びに質疑書及び企画提案書の提出場所

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県庁職員会館3階

地方職員共済組合埼玉県支部(埼玉県総務部職員健康支援課・厚生担当)

- ・電話 048(830)2462
- ・電子メール a2450-21@pref.saitama.lg.jp
- ・埼玉県のホームページに公募要項や申請書の様式等を掲載していますので参照してください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0202/2023shokudo.html>

(5) 辞退

企画提案書の提出後に選考を辞退する場合は書面(書式は46頁を参照)により辞退届を令和5年10月24日(火)までに共済組合に提出してください。

8 運営受託予定者の決定

(1) 運営受託予定者の決定方法

ア 共済組合の選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、運営受託予定者選定審査基準（14頁を参照）に基づいて企画提案書の書類審査及びヒアリング等を実施し、企画提案が職員食堂の基本コンセプトに合致しているか、契約条件や運営条件を満たしているかなどを総合的に評価の上、順位付けを行い最も高い順位の応募者を運営受託予定者とします。

イ 応募者が1者の場合でも選考を実施します。

ウ 運営受託を希望する方は、第一職員食堂と第二職員食堂の両方に応募することが可能ですが、第一職員食堂と第二職員食堂の両方を同時に受託することはできません。

エ 第一職員食堂と第二職員食堂について、同一の応募者が最も高い評価を受けた場合には、まず、当該応募者が第一希望としている職員食堂の運営受託予定者とします。

次に、運営受託予定者が選定されていない残りの職員食堂について、二番目に高い評価を受けた応募者を運営受託予定者とします。

オ 最も高い順位の応募者が委託契約の締結の辞退を申し出た場合や9(1)に掲げる事項に該当したことにより運営受託予定者としての決定を取り消された場合には、次順位の者を運営受託予定者とします。

カ 選考結果の内容についての問い合わせには応じられません。また、応募者は選考結果について異議を申し出ることはできません。

(2) 書類確認の実施

ア 共済組合において提出期間内に提出された応募資格に関する書類や企画提案書等について書類確認を行います。

イ 原則契約条件や運営条件に合致する者についてプレゼンテーション審査を行うものとし、書類確認の結果については令和5年10月31日(火)までに応募者へ通知します。

(3) プレゼンテーション審査の実施

ア 選定委員会において提出期間内に提出された企画提案書に基づき令和5年11月中旬にヒアリングの上審査を行います。

イ ヒアリングの際には、応募者からプレゼンテーションを行っていただきますが、パソコン、プロジェクター等の機材を使用することはできません。

ウ ヒアリングの日時、会場及び方法については、令和5年10月31日(火)までに共済組合から応募者へ通知します。また、ヒアリングに当たり、応募者へ追加資料の提出を依頼することがあります。

(4) 運営受託予定者の決定時期及び審査結果の通知

運営受託予定者の決定については、令和5年11月中旬以降を予定しています。

審査結果については、ヒアリング参加者全員に文書で通知します。

(5) 運営受託予定者の公表

運営受託予定者の公表については、令和5年11月下旬を予定しており、埼玉県の一

ムページで行います。また、運営受託予定者の企画提案の概要について、公表することがあります。

9 その他

(1) 運営受託予定者が、次に掲げる事項に該当した場合には、運営受託予定者の決定を取り消すことがあります。

ア 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

イ 運営受託予定者の決定から委託契約の締結までの間に、運営受託予定者の資金事情の変化等により職員食堂の運営・管理の履行が困難であると共済組合が判断したとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう行為などにより、運営受託予定者としてふさわしくないと共済組合が判断したとき。

(2) 共済組合は、運営受託予定者と委託契約等の細目について協議を行い、委託契約等を締結します。

共済組合は、必要に応じて運営受託予定者の企画提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができます。運営受託予定者は、この求めに対し協議に応じなければならないものとします。

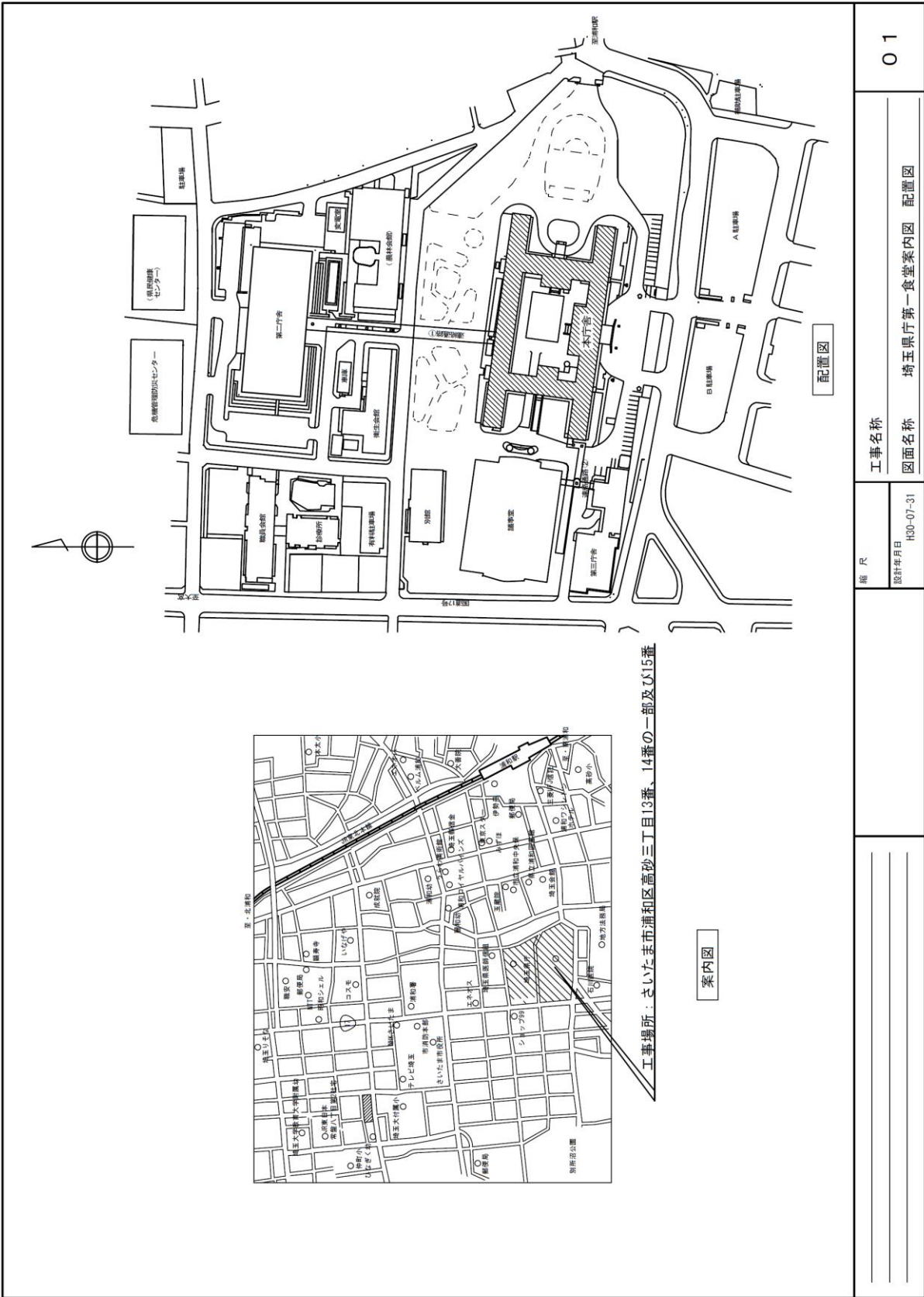
(3) 応募、審査、契約手続等に関し応募者が要する費用については、全て応募者の負担とします。

(4) 共済組合は、職員食堂の設置及び運営等の手続きに係る事務の遂行上必要な範囲において、提出書類の複製を作成することができるものとします。また、選定手続きの経過及び選定結果の公表等のため必要と認めるときは、応募者の承諾を得て、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

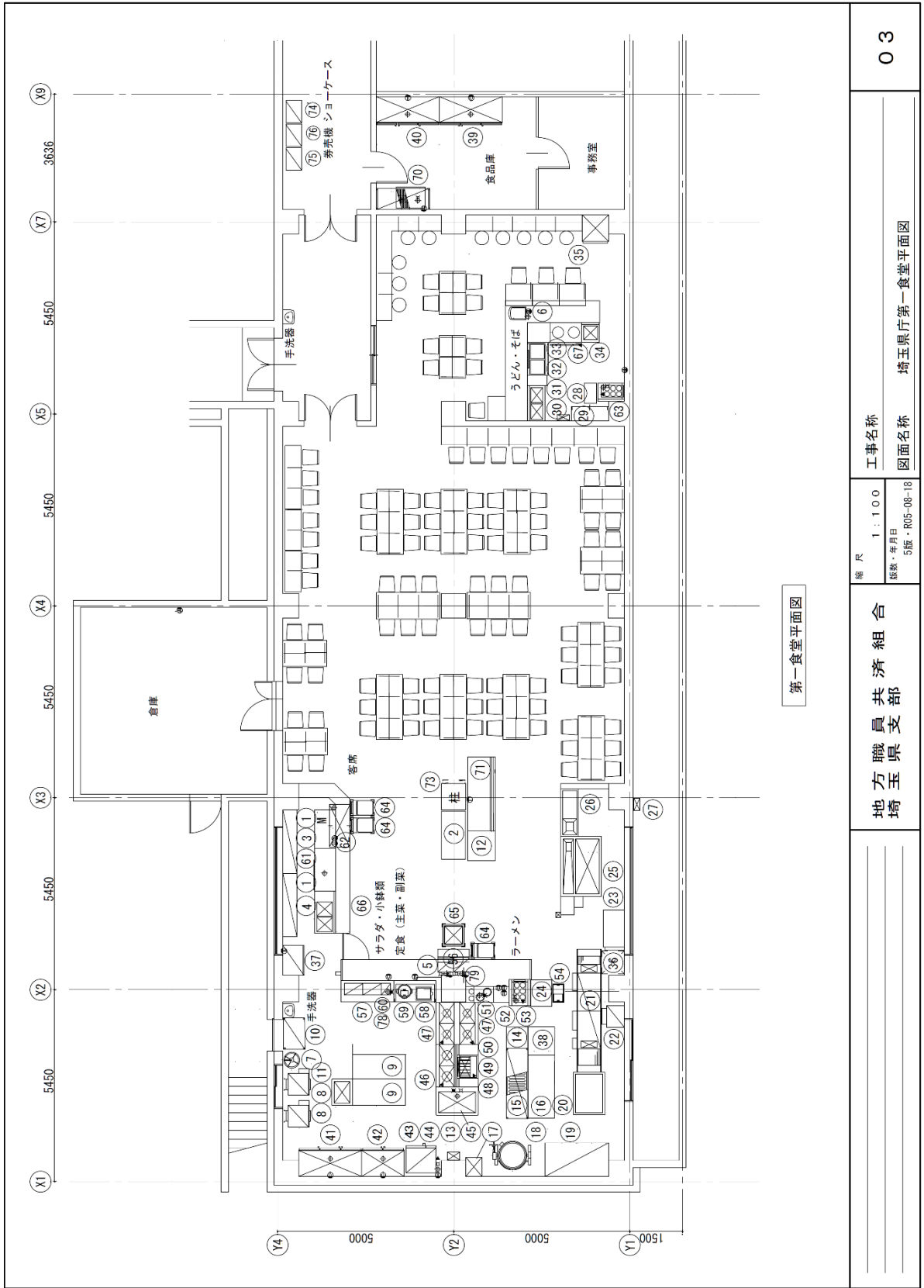
運営受託予定者選定審査基準

審査項目	審査のポイント	配点
1 職員食堂の基本コンセプト・営業時間	職員食堂の基本コンセプトの趣旨を理解しているか。 営業時間は妥当であるか。	20
2 魅力あるメニューの提供		100
① 美味しくて、栄養バランスのとれた食事の提供	メニュー構成は充実(栄養面・提供品目)しているか。 調理の工夫があるか。	
② 安心・安全な食材の活用、県産食材利用メニューの提供、フードロス対策	安心・安全面を配慮しているか。県産食材を多く使用しているか。フードロス対策があるか。	
③ 健康増進を推進するメニューの提供	健康増進に配慮しているか。埼玉県コバトン健康メニューの基準を満たしているか。	
④ 特別メニュー、イベントメニューの提供 弁当、喫茶サービス等の提供	集客力のある魅力的なメニューの提案があるか。	
⑤ 低廉・適正な料金の設定	価格の設定は低廉・適正な料金であるか。	
3 安定的かつ継続的な運営・管理		100
① 適正な従業員の配置	従業員の配置体制等は適正か。	
② 適正な安全管理、衛生管理、感染症対策	安全・衛生について事故防止の体制・対応策が整備されているか。感染症対策ができていないか。	
③ 徹底した従業員への教育・訓練体制	教育・訓練体制ができていないか。クレーム・要望に的確に対応できるか。	
④ 運営、人材、メニュー開発、食材調達等の 十分な支援体制、従業員が感染症に感染し勤務できない時のフォロー体制	運営、人材、メニュー開発、食材調達等の支援体制が整っているか。従業員が感染症に感染し勤務できない時のフォロー体制はできていないか。	
⑤ 職員食堂の収支計画	職員食堂の収支計画は算出根拠が妥当で健全であるか。	
4 職員及び来庁者へのサービス(企画提案)		40
① 混雑緩和対策	混雑を緩和するために現実的で有効な内容となっているか。	
② 利用促進対策	職員食堂を利用してもらうために現実的で有効な内容となっているか。	
③ 施設の有効活用対策	施設の有効活用対策は現実的で有効な内容となっているか。*例 第一食堂:打合せスペースとしての活用	
④ その他の企画提案	上記①～③以外にサービス向上に資する現実的で有効な内容となっているか。*例 食器や施設環境の整備	
5 施設管理等手数料	施設管理等手数料は妥当であるか。	20
6 業務開始までのスケジュール	運営受託予定者に決定してから業務開始までの作業スケジュールは具体的で妥当なものかどうか。	20
合計		300

埼玉県庁本庁舎（第一職員食堂） 配置図



縮尺	工事名称	01
設計年月日 H30-07-31	図面名称 埼玉県庁第一食堂案内図 配置図	



地方職員共済組合 埼玉県支部	第一食堂平面図	工事名称 埼玉県庁第一食堂平面図	03
	縮尺 1:100 版数・年月日 5版・R05-08-18	図面名称	

第一職員食堂 厨房機器

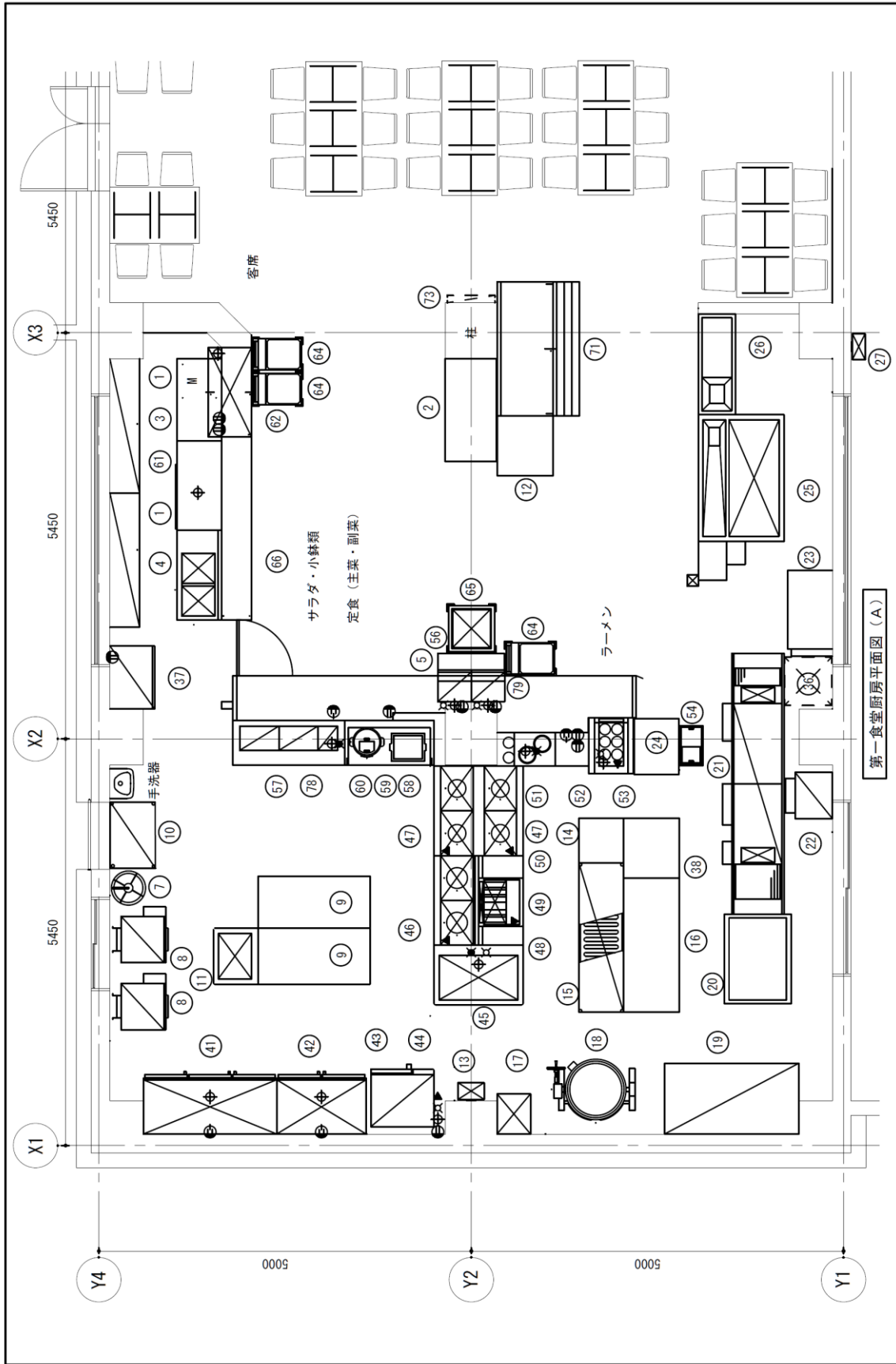
No.	品名	MODEL	寸法(mm)		配管口径(A)		ガス 消費量 (A) (A) (A)	電気 消費量 (A) (A) (A)	ガス 消費量 (A) (A) (A)	電気 消費量 (A) (A) (A)	配管口径(A)	寸法(mm)	品名	MODEL	寸法(mm)		No.	備考	備考	
			間口	奥行	高さ	間口									奥行	高さ				間口
1	煮物調理	1800 400 1800 2																		
2	ワゴン	900 460 800 1																		
3	ワーカテーブル	1100 600 800 1																		
4	二槽シンク付テーブル	1200 600 899 1	18×15×240×2																	
5	ティンサーバー(ET)	ATE-500MA1	450 515 715 2	15 20																
6	ティンサーバー	AT-100RHA	400 520 1500 1	15 15 40																
7	水洗浄機器	FMH-19H	400 400 600 1	20 40																
8	ガス給湯器	シンゴニ	750 500 1800 2	30×2				0.1×2												
9	ワーカテーブル	1500 750 800 2																		
10	配膳ラック	1000 600 1700 1																		
11	ワーカテーブル	750 600 800 1	15 15 40																	
12	ワーカテーブル	600 900 800 1																		
13	ガス瞬間湯沸器	500 300 1000 1	20 20					0.5												
14	ワーカテーブル	2000 600 1800 1																		
15	配膳器具収納	1800 750 800 1																		
16	ワーカテーブル	1800 750 800 1																		
17	ハンカック	584-2045	588 458 1800 1																	
18	ガス給湯器	K1028-20	1306 1000 790 1	20																
19	熱風乾燥機	MSH-4358	1800 950 1800 1	25					12.2											
20	备件		1200 900 800 1																	
21	食器洗浄機	MSH-4358	1800 950 1800 1	25																
22	ガスファンスター	MS-5053	670 600 725 1	15 25 20				0.2												
23	舞台	1000 600 800 1																		
24	舞台	750 600 800 1																		
25	食器洗浄機(ワゴン)	1700 1150 650 1	15×3 15 40×2																	
26	食器洗浄機	1300 500 850 1																		
27	ガス瞬間湯沸器	1号	350 250 600 1	15 15				0.06												
28	ワーカテーブル	750 600 780 1																		
29	キャビネット付テーブル	1000 410 900 1																		
30	二槽シンク	1000 500 600 1	15×4.5×240×2																	
31	ワーカテーブル	300 555 800 1																		
32	ガス給湯器	900 500 800 1	15 25 25																	
33	ワーカテーブル	640 550 800 1																		
34	一槽シンク	500 550 800 1	15 15 40																	
35	水洗浄機器	MSH-12	750 800 1800 1	40				0.25												
36	台	700 700 800 1																		
37	台	750 800 800 1						0.8												
38	ワーカテーブル	FR180A3	1790 800 1950 1	50				0.53												
39	水洗浄	FR180A3	1790 800 1950 1	50																
40	水洗浄	FR180A3	1790 800 1950 1	50				0.388												
41	水洗浄	FR180A3	1790 800 1950 1	50																
42	水洗浄	FR180A3	1790 800 1950 1	50																
43	コンヒーター	FR180A3	1790 800 1950 1	50				0.39												
44	コンヒーター	FR180A3	1790 800 1950 1	50																
45	一槽シンク	1200 800 800 1	15 15 50																	
46	ガスファンスター	RS1-032D	1200 600 800 1	20																
47	ガスファンスター	RS1-032D	1200 600 800 2	20																
48	台	750 600 800 1																		
49	ガスファンスター	RS2-298	650 600 800 1	15																
50	台	300 600 800 1																		
51	電気ファンファン	500 450 800 1	15 25																	
52	台	450 450 800 1																		
53	ガス給湯器	MSH-60H	600 750 150 1	25 15				0.1												

04

工事名称
埼玉県庁第一食堂厨房機器リスト

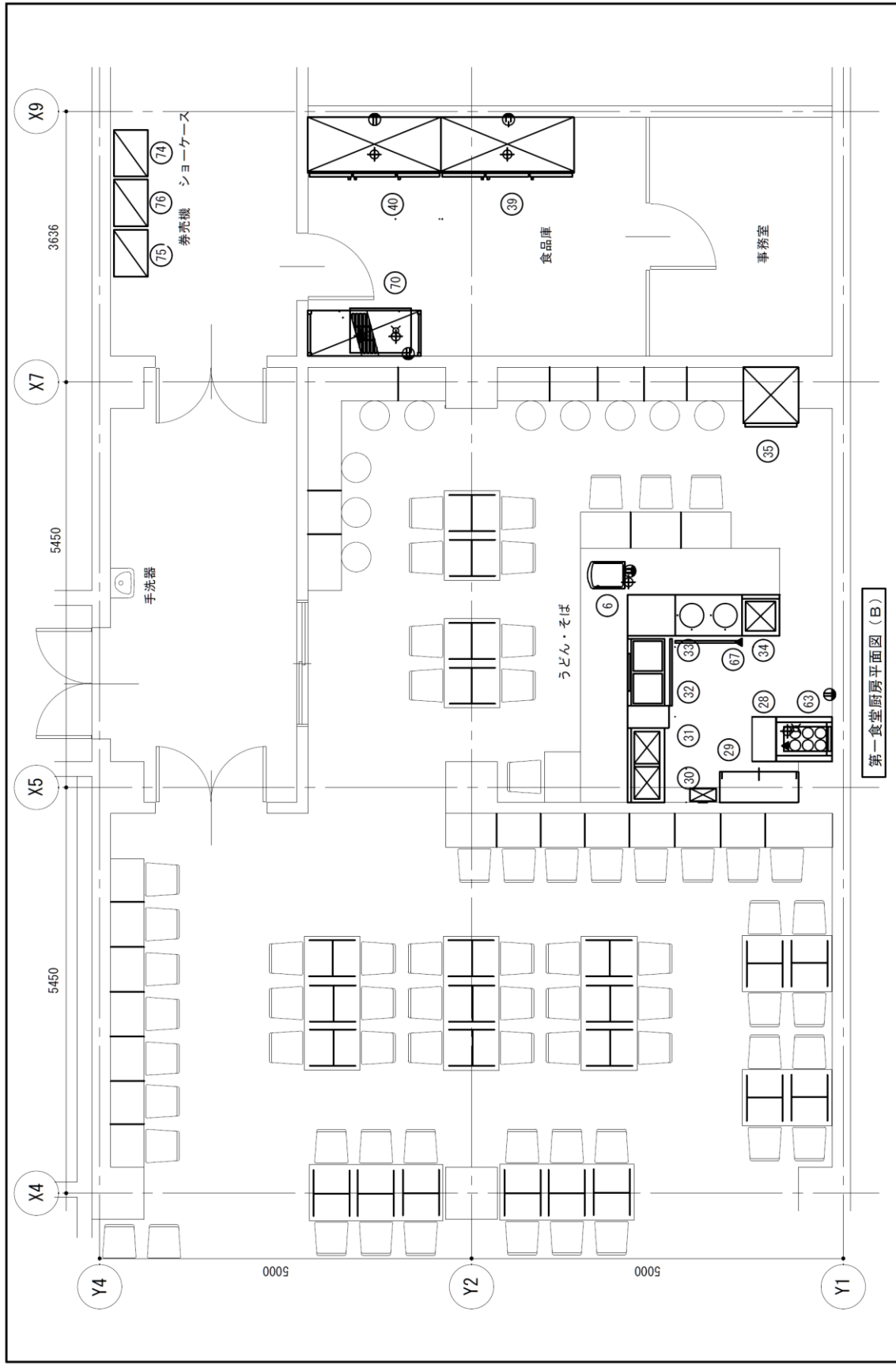
縮尺
原寸・年月日
4版・R05-08-18

地方職員共済組合
埼玉県支部



第一食堂厨房平面図 (A)

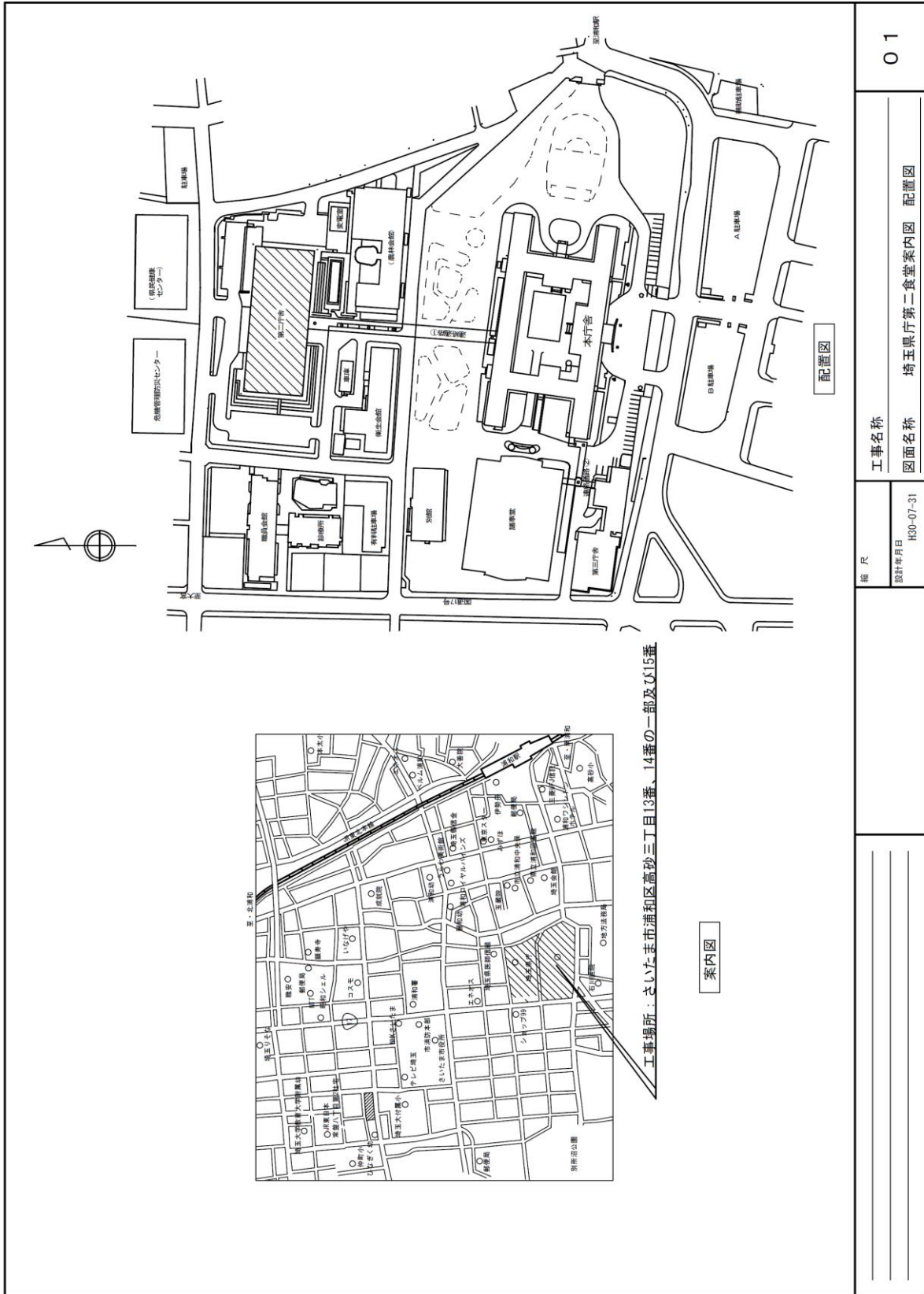
地方職員共済組合 埼玉県支部	縮尺 1:50 設計年月日 H25-08-01	工事名称 図面名称	埼玉県庁第一食堂厨房平面図 (A) 05
	第一食堂厨房平面図 (A)		



第一食堂厨房平面图 (B)

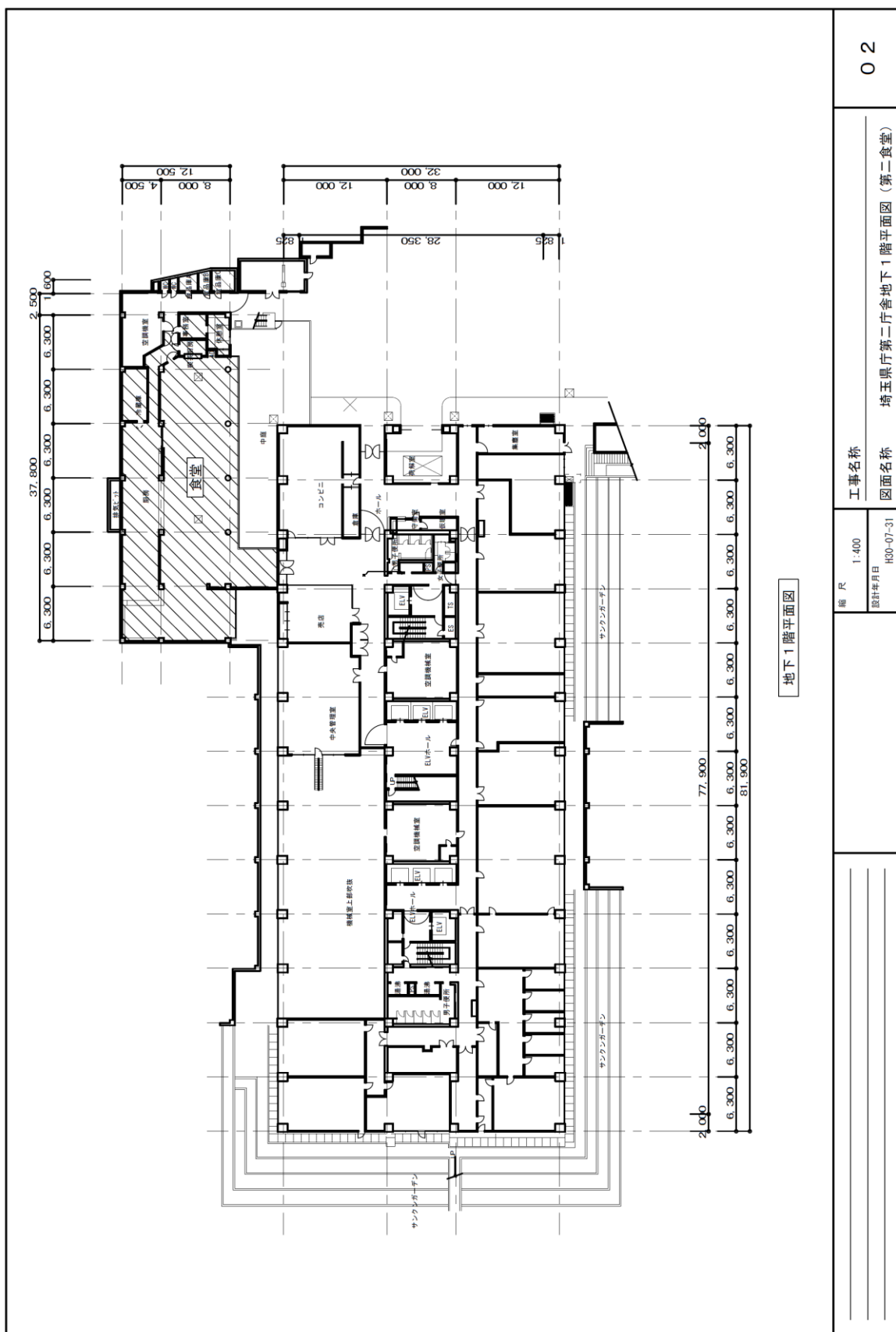
地方職員共済組合 埼玉県支部	縮尺 1:50	工事名称 埼玉県庁第一食堂厨房平面图 (B)	06
	設計年月日 H25-08-01	図面名称	

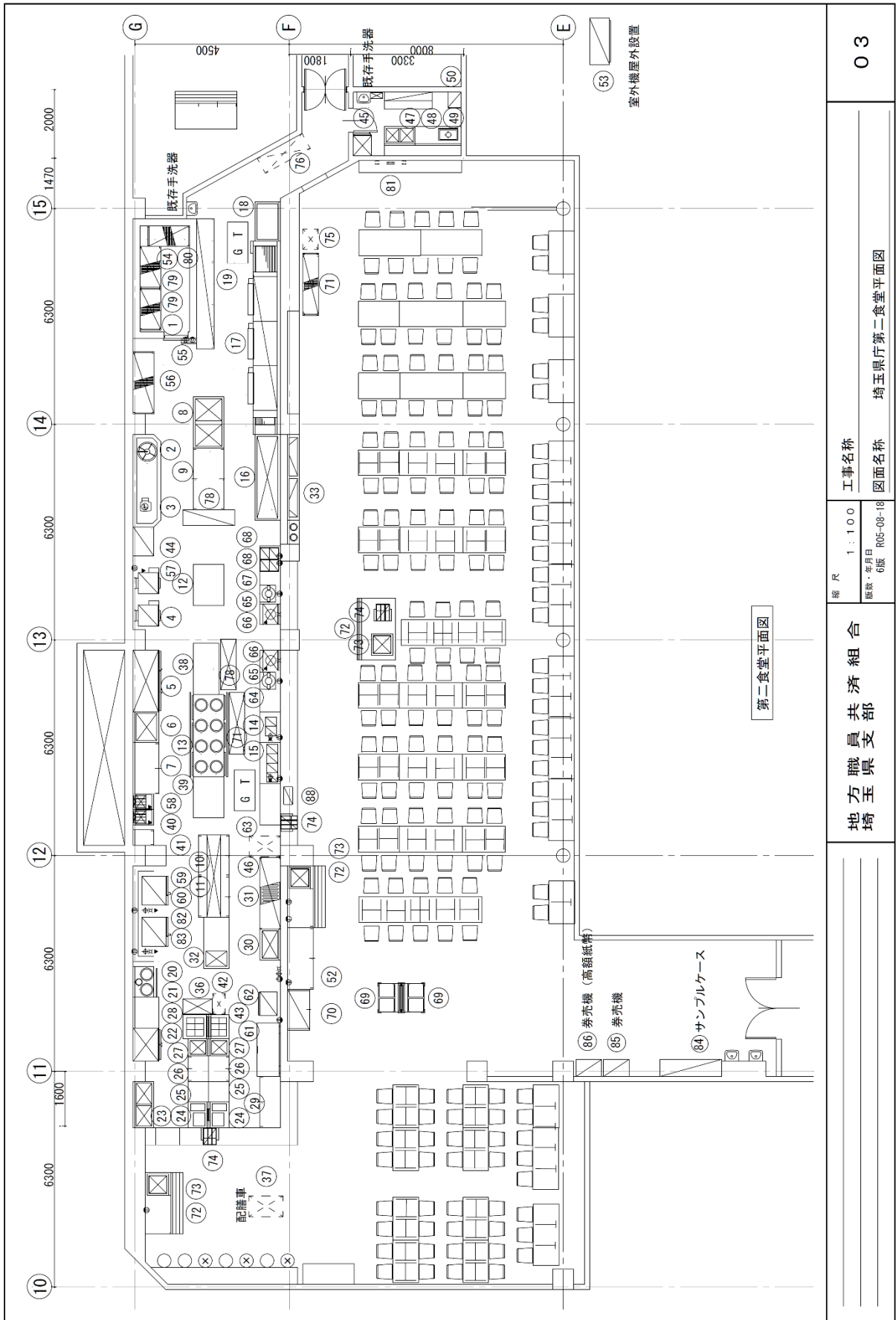
埼玉県庁第二庁舎（第二職員食堂） 配置図



図面名称	埼玉県庁第二食堂案内図 配置図	01
設計年月日	H30-07-31	
縮尺		
工事名称		

第二職員食堂 平面図





縮尺 1:100 版数・年月日 6版 R05-09-18	工事名称 埼玉県庁第二食堂平面図	03
地方職員共済組合 埼玉県支部		

第二職員食堂 厨房機器

No	品名	MODEL	寸法(mm)		重量(kg)	電源	ガス	配管口径(A)	配管口径(B)	ガス	電気	電気	備考
			幅	奥行									
1	プレハブ冷凍型	DB-8500F3	550	200	270								
2	冷凍機	DB-14	300	600	1								
3	冷凍機	DB-520	370	300	600								
4	ガス自動燃焼器	NR-530	700	1350	1	0.75							
5	冷凍機	NR-1802	1800	800	1950	0.1							
6	ワークテーブル		500	750	800	0.3							
7	ワークテーブル		550	750	800								
8	二層ラック		1500	800	1								
9	引出付キャビネットテーブル		1800	900	800								
10	キャビネットテーブル		2400	900	800								
11	オーブンテーブル		2400	400	800								
12	引出付ワークテーブル		1200	800	800								
13	ガスレンジ(外置式)		2400	800	1								
14	ウォーターテーブル		800	800	1								
15	ウォーターテーブル		1200	800	1								
16	既設設備機(シャワーレンジ)		2500	750	800								
17	既設設備機	MRP-16-01	5500	800	1970								
18	受台		1150	750	800								
19	熱湯用保管器		3000	210	1800								
20	ガステーブル(外置式)		800	800	1								
21	ワークテーブル		800	750	800								
22	冷凍機	MR-302	800	300	1800								
23	二層ラック		1500	800	800								
24	二層ラック	MRD-0766	750	800	2								
25	調理台		800	800	2								
26	キャビネットテーブル		750	800	2								
27	二層ラック		500	800	2								
28	冷凍機	MR-1966	750	750	800								
29	キャビネットテーブル		1500	800	1								
30	一層ラック		800	800	1								
31	ハシラック		2100	800	1000								
32	ワークテーブル		1500	750	800								
33	シャワーレンジ		2500	350	800								
34	無し												
35	無し												
36	引出付ワークテーブル		800	450	800								
37	調理台		1000	800	700								
38	引出付ワークテーブル		1500	750	800								
39	引出付ワークテーブル		1200	900	800								
40	キャビネットテーブル		455	600	800								
41	ワークテーブル		800	800	800								
42	無し												
43	冷凍機	MR-506E	750	600	800								
44	引き出し型製氷機		850	800	1430								
45	冷凍機		525	530	1000								
46	冷凍機		900	800	1600								
47	二層ラック		900	500	800								
48	台		1350	550	800								
49	ガステーブルコンロ		555	343	118								
50	キャビネットテーブル		385	650	770								
51	無し												
52	台下戸棚		1800	750	850								
53	プレハブ外置型製氷機												

04

工事名称 埼玉県庁第二食堂厨房機器リスト

図面名称

4版・R05-09-18

地方職員共済組合

埼玉県支部

埼玉県庁第二食堂厨房機器リスト

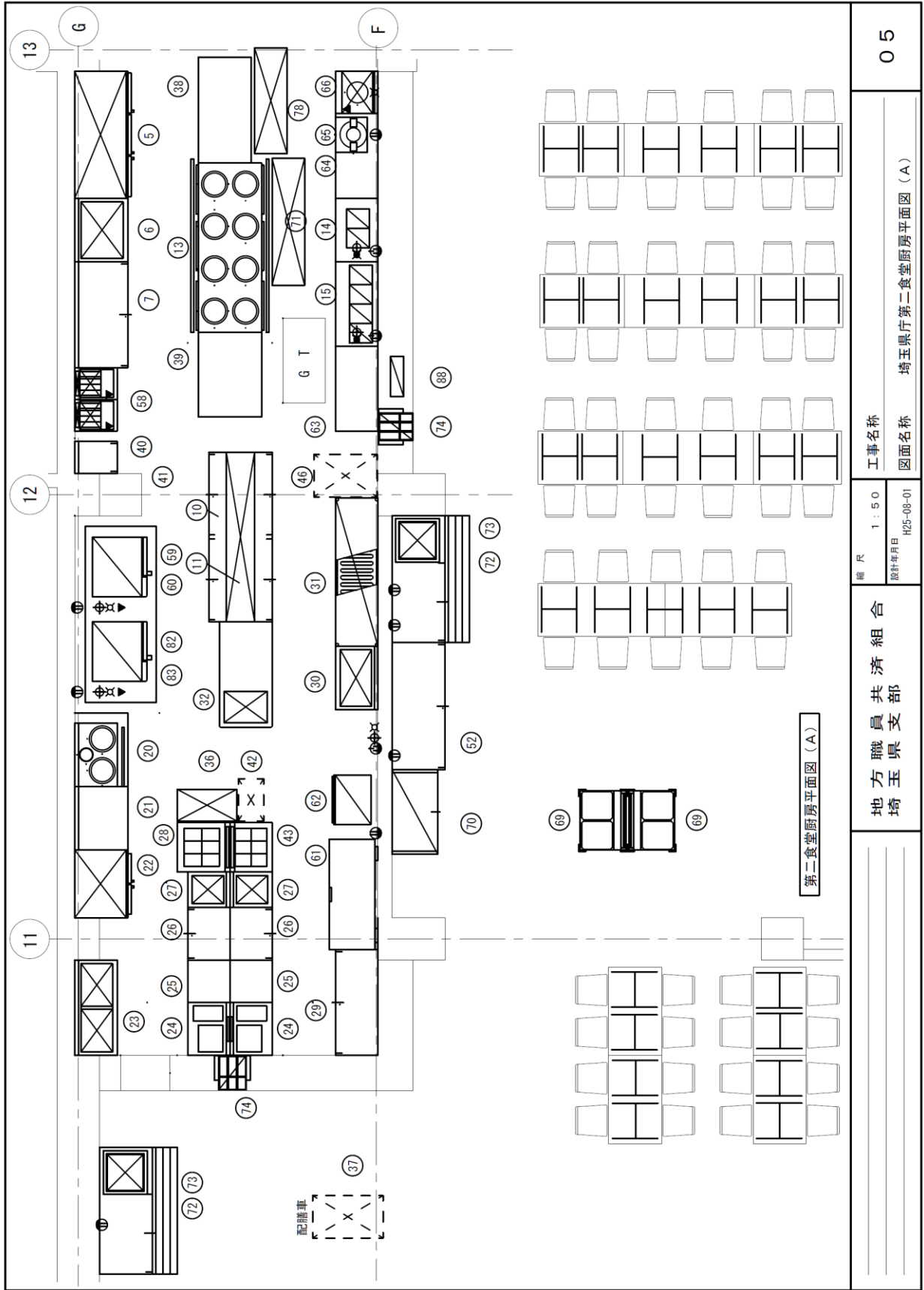
4版・R05-09-18

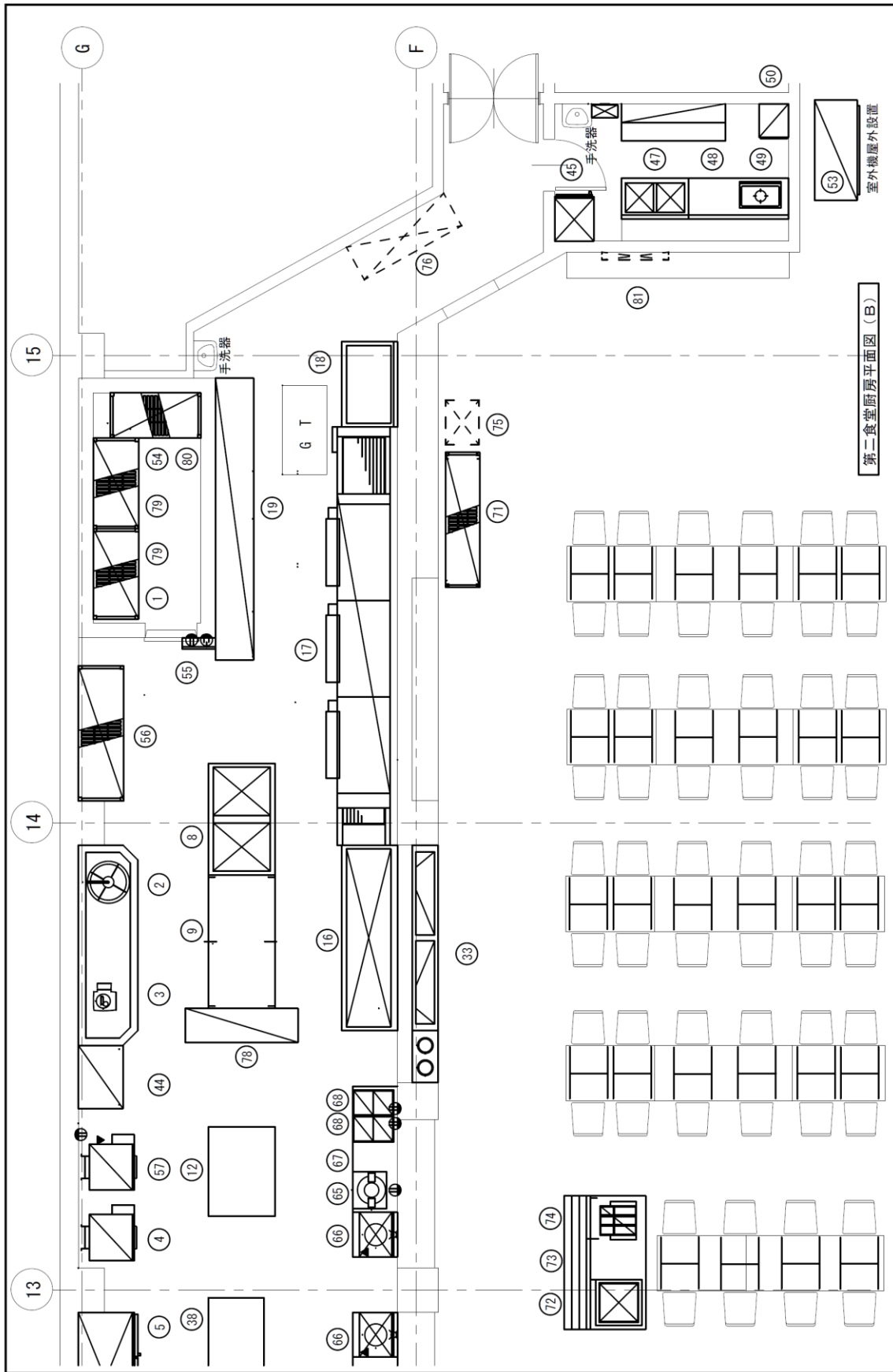
図面名称

4版・R05-09-18

工事名称

埼玉県庁第二食堂厨房機器リスト





第二食堂厨房平面图 (B)

地方職員共済組合 埼玉県支部	縮尺 1:50 設計年月日 H25-08-01	工事名称 埼玉県庁第二食堂厨房平面图 (B)	06
	室外機屋外設置		

令和5年 月 日

質 疑 書 提 出 書

地方職員共済組合埼玉県支部長 宛

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

(事務担当責任者)

所属・職名

氏 名

電 話

電子メール

地方職員共済組合埼玉県支部職員食堂運営受託者公募要項に基づき、別添のとおり質疑書を提出します。

質 疑 書

質 疑 項 目	質 疑 内 容
<p>公募要項に記載された項目名等を記載してください。</p> <p>(例：5 運営条件、(5)メニュー及び価格等、イ、(ア)の「埼玉県コバトン健康メニュー」について)</p>	<p>質疑項目についての具体的な質疑内容を記載してください。</p> <p>(例：自社オリジナルの健康メニューがあります。メニューによっては食塩使用量3gを多少超えてしまいます。このメニューを埼玉県コバトン健康メニューとみなすことは可能ですか。)</p>

※ 内容は、できるだけ具体的に分かりやすく記載してください。

※ 質問によっては、回答ができないこともあります。

応募資格に関する書類

書類名	内 容	提出部数
役員等名簿	役員等の氏名、役職名、職歴を記載した名簿	1部
定 款	直近の定款	
企業概要	会社の概要が分かる資料（パンフレットなど）	11部
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業理念（運営方針）・事業経歴・創立（創業）年月日 ・ 資本金（出資総額） ・ 事業内容 （事業種目、取扱品目・サービス及び年間取引高、事業所所在地及び従業員数、主な取引先等） ※ 上記の項目のうち、企業概要に記載されているものについては提出の必要はありません。	1部
運営実績	公募要項の「6 応募者の資格」にある食堂等の運営又は運営受託の実績のうち代表的なものを記載（運営形態、施設名、所在地、客席数、運営期間、主なメニュー）。 複数の実績を記入されても結構です。 なお、両方の職員食堂に応募される場合は、第二職員食堂客席数の2/3以上の食堂等の運営実績が分かるものとしてください。 ※様式第1号（33頁）により作成の上提出してください。	1部
決算書	直近3か年分の貸借対照表、損益計算書、その他運営の状況を明らかにする書類	11部
納税証明書	直近3か年分の法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書（その1） 直近3か年分の法人住民税（都道府県民税）、法人事業税に関する納税証明書	1部
資格・免許等	資格・免許等 （提案する企画内容により、その企画を実施するために資格・免許等が必要とされる場合は、その資格・免許等の「写し」）	

※ 証明書は、提出日前3か月以内に発行されたものとします。

※ 証明書、資格・免許等以外の書類のサイズは、A4縦長でお願いします。

応募区分に関する書類

法人名: _____

応募する職員食堂の区分番号に○をつけてください。

なお、第一職員食堂と第二職員食堂の両方に応募する場合は、第1希望欄に必ず○を付けてください。

1 第一職員食堂と第二職員食堂の両方に応募

- | | | |
|------|---|--------|
| 第一希望 | ア | 第一職員食堂 |
| | イ | 第二職員食堂 |

2 第一職員食堂のみに応募

3 第二職員食堂のみに応募

令和5年 月 日

地方職員共済組合埼玉県支部 職員食堂運営受託者応募申請書 (第一職員食堂)

地方職員共済組合埼玉県支部長 宛

地方職員共済組合埼玉県支部職員食堂運営受託者公募要項に基づき、第一職員食堂について応募します。

応募に当たり、この公募要項6に定める応募者の資格を満たすこと及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

なお、共済組合の求めがあれば要件を有する者であることを証明する書類を提出します。

所在地

法人名

代表者氏名

(事務担当責任者)

所属・職名

氏名

電話

電子メール

令和 年 月 日

地方職員共済組合埼玉県支部 職員食堂運営受託者応募申請書 (第二職員食堂)

地方職員共済組合埼玉県支部長 宛

地方職員共済組合埼玉県支部職員食堂運営受託者公募要項に基づき、第二職員食堂について応募します。

応募に当たり、この公募要項6に定める応募者の資格を満たすこと及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

なお、共済組合の求めがあれば要件を有する者であることを証明する書類を提出します。

所在地

法人名

代表者氏名

(事務担当責任者)

所属・職名

氏名

電話

電子メール

様式第1号

運 営 実 績

1	運営形態	1 自己運営 2 運営受託 3 その他(※具体的に記入してください)
	施設名	
	所在地	
	客席数	席
	運営期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年 か月営業)
	主 な メニュー	[当該食堂のメニュー表を添付しても構いません]
2	運営形態	1 自己運営 2 運営受託 3 その他(※具体的に記入してください)
	施設名	
	所在地	
	客席数	席
	運営期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年 か月営業)
	主 な メニュー	[当該食堂のメニュー表を添付しても構いません]
3	運営形態	1 自己運営 2 運営受託 3 その他(※具体的に記入してください)
	施設名	
	所在地	
	客席数	席
	運営期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年 か月営業)
	主 な メニュー	[当該食堂のメニュー表を添付しても構いません]

企画提案に関する書類

(各11部提出)

番号	書類名	記載内容
①	職員食堂運営の基本コンセプト 及び営業時間 【参考 資料番号①】	・職員食堂運営の基本コンセプト及び営業時間を記載する。
②	メニュー構成・価格 【参考 資料番号②】	・提供を予定している主なメニューの構成・価格(写真添付)例を記載する。 ・2週間分のメニュー例(カロリー表記)を記載する(フードロス対策含む)。
③	弁当、喫茶、懇親会等 【参考 資料番号③】	・弁当、喫茶、懇親会等のメニューの構成・価格(写真添付)例、事業内容を記載する。*企画提案しないものは作成不要です。
④	従業員の配置体制 【参考 資料番号④】	・基本的な従業員数、配置体制及び組織図を記載する。
⑤	安全・衛生管理、感染症対策 【参考 資料番号⑤】	・職員食堂の運営上の安全管理・食品衛生管理について事故防止の体制及び事故への対応策を記載する。感染症予防対策を記載する。
⑥	従業員の教育・訓練体制 【参考 資料番号⑥】	・従業員の教育・訓練に関する考え方や体制及び研修計画等を記載する。 ・利用者からのクレーム・要望への対応体制を記載する。
⑦	職員食堂運営への支援体制 【参考 資料番号⑦】	・職員食堂に対する運営、人材、メニュー開発、食材調達等の支援体制及び従業員が感染し勤務できない時のフォロー体制を記載する。
⑧	混雑緩和対策 【参考 資料番号⑧】	・職員食堂の混雑を緩和するための対策を記載する。
⑨	利用促進対策 【参考 資料番号⑨】	・利用をより一層促進するための対策を記載する。
⑩	施設の有効活用対策 【参考 資料番号⑩】	・施設の有効活用するための対策を記載する。 ・第一職員食堂については、打ち合わせスペース等の利用可能な時間、利用形態等について記載する。
⑪	その他の企画提案 【参考 資料番号⑪】	・上記⑧～⑩以外にサービス向上に資する企画提案があれば記載する。 *食器や施設環境を整備し利用者に快適な環境を提供するための対策等
⑫	職員食堂の収支計画 【参考 資料番号⑫】	・営業開始日から令和8年12月までの食堂売上、その他売上、人件費、食材料費、光熱水費、施設管理等手数料、その他支出、差引損益、年間食数見込、平均客単価見込、利益率見込を年度ごとに記載する。
⑬	施設管理等手数料 【参考 資料番号⑬】	・営業開始日から令和8年12月までの施設管理等手数料率(小数点第2位まで)、売上額(消費税等を除く・年額)、施設管理等手数料(消費税等を除く・年額)を年度ごとに記載する。
⑭	業務開始までのスケジュール 【参考 資料番号⑭】	・運営受託予定者に決定してから業務開始までの作業スケジュールを記載する。

※ 書類は、原則としてA4縦で作成してください。

※ 両方の職員食堂に応募する場合は、それぞれ企画提案に関する書類を作成してください。
また、応募申請書の表紙は、第一職員食堂と第二職員食堂では異なります。

※ 企画提案に関する書類の作成に当たっては、参考資料中の注意事項にも留意してください。

参 考 資 料 例

資料番号 ①

● 職員食堂運営の基本コンセプト

○ 職員食堂運営の基本コンセプトを記入してください。

○ 営業時間を記載してください。

なお、第二職員食堂客席はワーキングスペースとしても活用するため、営業時間の制約を受けますのでご注意ください（本要領1頁をご参照ください）。

【記入例】

① 昼食

- ・ 麺類、カレー 11:00 ~ 14:00
- ・ 定食等 11:30 ~ 14:00
- ※ 13:30 オーダーストップ

② お弁当

- ・ 注文時間 ~ 10:00
- ・ 配達時間 11:15 ~ 11:50

③ 喫茶(コーヒーマシン等設置) 9:00 ~ 16:00

資料番号 ②-1

●主なメニューの構成・価格（写真添付）＊各メニューにつき1～3品目

1 提供メニュー

(1) 定食メニュー

提供することのできる種類（ 種類）

- ① 定食名
価格
コンセプト
メニュー例（ kcal）

（②以下、上記と同じ）

(2) 麺類メニュー

提供することのできる種類（ 種類）

- ① 品目（例：そば、うどん、中華麺など）
価格
コンセプト
メニュー例（ kcal）

（②以下、上記と同じ）

(3) 定食・麺類以外のメニュー

提供することのできる種類（ 種類）

- ① 品目（例：カレー、牛丼など）
価格
コンセプト
メニュー例（ kcal）

（②以下、上記と同じ）

(4) 追加メニュー（有・無）

提供することのできる種類（ 種類）

- ① 品目（例：サラダ、小鉢、トッピングなど）
価格
コンセプト
メニュー例（ kcal）

（②以下、上記と同じ）

(5) その他メニュー構成について提案したいことやフードロス対策について

2 必須提供メニュー

(1) 埼玉県コバトン健康メニューの要件を満たす健康メニュー

提供することのできる種類（ 種類）

- ① 品目
価格
コンセプト
メニュー例（ kcal、食塩相当量___g、野菜使用量___g）

（②以下、上記と同じ）

県産食材名〇〇、△△ 産地□□

※ 下記の県産食材を使用した（地産・地消）メニューを、埼玉県コバトン健康メニューの要件を満たしたメニューとして提案する場合は、使用する県産食材名と産地を追記してください。

(2) 県産食材を使用した（地産・地消）メニュー

提供することのできる種類（ 種類）

- ① 品目
価格
コンセプト
メニュー例（ kcal、県産食材名〇〇、△△ 産地□□）

（②以下、上記と同じ）

●2週間分のメニュー例（カロリー等記載）*各メニューにつき1～3品目

第1週	1 定食	2 麺類	3 健康メニュー	4 地産地消メニュー	5 その他
月	① (kcal) ② (kcal) (③以下、同上)	① (kcal) ② (kcal) (③以下、同上)	① (kcal) 食塩相当量 g 野菜使用量 g 食材名_____ 産地_____	① (kcal) 食材名_____ 産地_____	① (kcal) ② (kcal) (③以下、同上)
火	① (kcal) ② (kcal) (③以下、同上)	① (kcal) ② (kcal) (③以下、同上)	① (kcal) 食塩相当量 g 野菜使用量 g 食材名_____ 産地_____	① (kcal) 食材名_____ 産地_____	① (kcal) ② (kcal) (③以下、同上)
水	① (kcal) ② (kcal) (③以下、同上)	① (kcal) ② (kcal) (③以下、同上)	① (kcal) 食塩相当量 g 野菜使用量 g 食材名_____ 産地_____	① (kcal) 食材名_____ 産地_____	① (kcal) ② (kcal) (③以下、同上)
木	① (kcal) ② (kcal) (③以下、同上)	① (kcal) ② (kcal) (③以下、同上)	① (kcal) 食塩相当量 g 野菜使用量 g 食材名_____ 産地_____	① (kcal) 食材名_____ 産地_____	① (kcal) ② (kcal) (③以下、同上)
金	① (kcal) ② (kcal) (③以下、同上)	① (kcal) ② (kcal) (③以下、同上)	① (kcal) 食塩相当量 g 野菜使用量 g 食材名_____ 産地_____	① (kcal) 食材名_____ 産地_____	① (kcal) ② (kcal) (③以下、同上)

(第2週、上記と同じ)

* 「埼玉県コバトン健康メニュー」の基準を満たす健康メニューを、1週間のうち平均2日間以上提供するものとします。

* 県産食材（肉または野菜）を使用した（地産・地消）メニューを、4週間のうち2日間以上提供するものとします。

資料番号 ③

●弁当

- 主なメニュー例（カロリー表記）・価格等の具体的内容を記載してください。

- 事業内容（どのように提供するか、注文方法、配達方法など）を具体的に記載してください。

●喫茶

- 主なメニュー例（カロリー表記）・価格等の具体的内容を記載してください。

- 事業内容（どのように提供するか、利用時間など）を具体的に記載してください。

●懇親会等 *現在休止中です。

- 主なメニュー例（カロリー表記）・価格等の具体的内容を記載してください。

- 事業内容（どのように提供するか、利用時間など）を具体的に記載してください。

※ 企画提案する項目のみ作成してください。企画提案しない場合は作成不要です。

資料番号 ④

●従業員の配置体制

○従業員数

従業員数	正社員	名・パート社員等	名	(合計)	名)
------	-----	----------	---	------	----

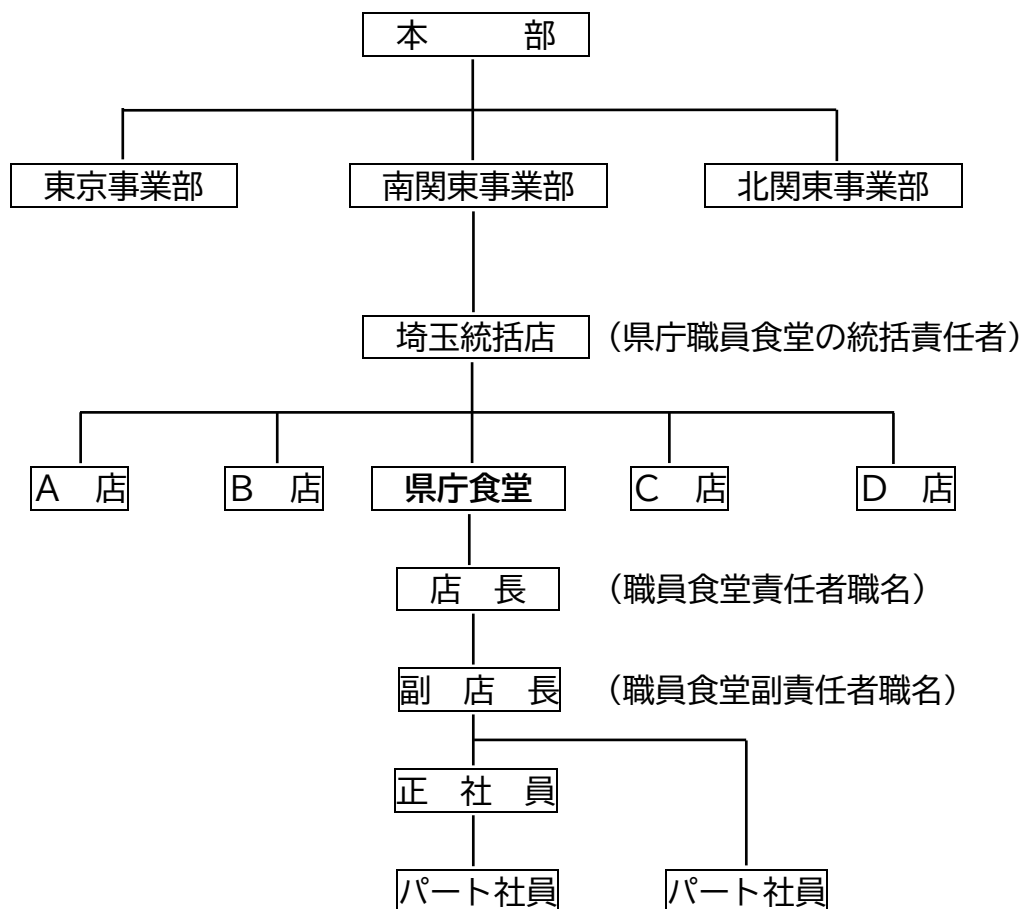
○配置体制

職名・区分	人数	勤務時間帯			
調理長 (店長・正社員)	人	時	分～	時	分
調理師 (副店長・正社員)	人	時	分～	時	分
栄養士 (正社員)	人	時	分～	時	分
パート社員	人	時	分～	時	分
	人	時	分～	時	分
	人	時	分～	時	分

※ 正社員・パート社員の別を区分して記載してください。

○組織図 (指揮命令系統が分かるもの・責任者等が分かるもの)

【例】



資料番号 ⑤

● 安全管理・食品衛生管理、感染症対策

〈安全管理〉

- 職員食堂運営上の事故防止体制について具体的な内容を記載してください。

- 職員食堂運営上の事故防止対策について具体的な内容を記載してください。

〈食品衛生管理〉

- 食品衛生管理上の事故防止体制について具体的な内容を記載してください。

- 食品衛生管理上の事故防止対策について具体的な内容を記載してください。

〈感染症対策〉

- 感染症予防対策について具体的な内容を記載してください。

資料番号 ⑥

● 従業員の教育・訓練体制

- 従業員の教育・訓練の考え方や具体的な体制を記載してください。

- 従業員研修計画等を記載してください。

- 利用者からのクレーム・要望への対応体制を記載してください。

資料番号 ⑦

● 職員食堂への支援体制

- 職員食堂に対する運営、人材、メニュー開発、食材調達等の具体的内容を記載してください。特に食材高騰時の調達支援（対策）について記載してください。

- 支援可能な部門又は関連・協力会社について記載してください。

- 従業員が感染症に感染し勤務できない場合のフォロー体制について記載してください。

資料番号 ⑧

● 混雑緩和対策

- 職員食堂の混雑を緩和するための対策について具体的な内容を記載してください。

資料番号 ⑨

● 利用促進対策

- 職員食堂の利用者を増やすための対策について具体的な内容を記載してください。

資料番号 ⑩

● 施設の有効活用対策

- 施設を有効活用するための対策について具体的な内容を記載してください。

- 第一職員食堂に応募する場合は、打ち合わせスペース等の利用可能な時間、利用形態等について具体的な内容を記載してください。

資料番号 ⑪

● その他の企画提案

- 資料番号⑧～⑩以外にサービス向上に資する企画提案があれば記載してください。
例：食器や施設環境の整備

資料番号 ⑫

● 職員食堂の収支計画

(単位：千円)

		令和5年度 (R6. ~R6.3)	令和6年度 (R6.4~R7.3)	令和7年度 (R7.4~R8.3)	令和8年度 (R8.4~12)
収 入	食 堂 売 上				
	そ の 他 売 上				
	(収入計)				
支 出	人 件 費				
	食 材 料 費				
	光 熱 水 費				
	施 設 管 理 等 手 数 料				
	そ の 他 支 出				
	(支出計)				
差引損益					

※ 令和5年度は、営業開始日～3月31日として見込んでください。

	令和5年度 (R6. ~R6.3)	令和6年度 (R6.4~R7.3)	令和7年度 (R7.4~R8.3)	令和8年度 (R8.4~12)
年 間 食 数 見 込	食	食	食	食
平 均 客 単 価 見 込	円	円	円	円
利 益 率 見 込	%	%	%	%

※ 令和5年度は、営業開始日～3月31日として見込んでください。

資料番号 ⑬

●施設管理等手数料

①売上額に乗じる施設管理等手数料率

第一職員食堂 0.75%以上 (小数点第2位まで表示)

第二職員食堂 3.00%以上 (小数点第2位まで表示)

施設管理等手数料の率	%
------------	---

②売上額 (消費税及び地方消費税を除く・年 額)

(単位：千円)

	令和5年度 (R6. ~R6.3)	令和6年度 (R6.4~R7.3)	令和7年度 (R7.4~R8.3)	令和8年度 (R8.4~12)
売上額 (年額)				

※ 月額ではなく年額を記載してください。

※ 令和5年度は、営業開始日～3月31日として見込んでください。

③施設管理等手数料 (①×②・年 額)

(単位：千円)

	令和5年度 (R6. ~R6.3)	令和6年度 (R6.4~R7.3)	令和7年度 (R7.4~R8.3)	令和8年度 (R8.4~12)
施設管理等 手数料 (年額)				

※ 月額ではなく年額を記載してください。

※ 令和5年度は、営業開始日～3月31日として見込んでください。

資料番号 ⑭

●業務開始までのスケジュール

業務内容	12月			1月			2月			3月	
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬

※ 記入欄については、適宜追加してください。

企画提案選考辞退届

令和5年 月 日

地方職員共済組合埼玉県支部長 宛

(申請者)

所在地

法人名

代表者名

令和 年 月 日付けで地方職員共済組合埼玉県支部職員食堂運営受託者
公募に係る企画提案をいたしました。が、選考を辞退します。

(事務担当者)

所属・担当

氏名

電話

職 員 食 堂 の 概 要

1 施設の概要

(1) 第一職員食堂

- ア 設置場所 本庁舎地下1階
- イ 面積 236㎡
- ウ 客席数 113席

(2) 第二職員食堂

- ア 設置場所 第二庁舎地下1階
- イ 面積 438㎡
- ウ 客席数 172席

2 営業時間

(1) 第一職員食堂

- ア 昼食
 - ・麺類、カレー 11:00 ~ 14:00
 - ・定食等 11:30 ~ 14:00
 - ※ 13:30 オーダーストップ
- イ お弁当
 - ・注文時間 8:30 ~ 10:00
 - ・配達時間 11:00 ~ 11:45
- ウ 懇親会（予約制） 現在休止中

(2) 第二職員食堂

- ア 昼食
 - ・麺類、カレー 11:00 ~ 14:00
 - ・定食等 11:30 ~ 14:00
 - ※ 13:30 オーダーストップ
- イ お弁当
 - ・注文時間 ~ 10:00
 - ・配達時間 11:00 ~ 11:30
- ウ 喫茶 10:00 ~ 16:00
- エ 懇親会（予約制） 現在休止中

3 主なメニュー、単価及び食数

別紙のとおり

※営業日数 令和4年度：243日 令和3年度：242日
令和2年度：242日 令和元年度：244日

4 職員食堂での主なイベント等

(1) 食堂フェア（令和4年度）

4月 SDGsフェア

5月 唐揚げフェス

7月 土用の丑の日 うなぎフェア

(2) 県民の日（キッズメニューなどの提供） 11月14日

【参 考】

○埼玉県職員のおおむね基本的な勤務時間 8：30 ～ 17：15

○埼玉県職員のおおむね基本的な休憩時間 12：00 ～ 13：00

○本庁舎等に勤務する職員数（知事部局、教育局等） 約5,600人

○売店（ファミリーマート）を本庁舎及び第二庁舎に設置

別紙

主なメニュー及び食数

メニュー	第一職員食堂		第二職員食堂	
	単価	食数	単価	食数
1 定食				
・日替定食	490・590円	23,400	490円	22,800
・健康メニュー	550円	800	580円	8,900
・その他	590～800円	2,500	630円	24,900
2 カレー・ハヤシライス				
・カレーライス	490円	1,300	430円	2,900
・ハヤシライス	—	—	430円	1,500
・その他	220～690円	3,300	530円	7,000
3 うどん・そば				
・かけうどん・そば	380円	1,700	380円	5,600
・トッピングうどん・そば	—	—	440円	8,200
・日替うどん・そば	—	—	490円	13,300
・週替うどん・そば	550円	2,200	—	—
・トッピング	—	—	60円	6,700
・その他	480・650円	600	—	—
4 ラーメン				
・ラーメン	590～650円	3,800	450円	2,000
・その他	690円	600	540円	15,300
5 お弁当				
・配達弁当	540円	8,300	550円	200
・店売り弁当	—	—	550円	8,700
6 その他				
・おにぎり	120円	500	120円	1,000
・稲荷寿司	80円	200	120円	1,500
・サラダ	150円	200	120・170円	2,500
・小鉢	120円	400	80～120円	7,400
・大盛り	100円	1,300	100円	8,500
・デザート	—	—	120・140円	2,600
7 喫茶	コーヒー等 80円	700	コーヒー 80円	2,400

※ 単価は、令和5年1月以降の標準的な価格

食数は、令和4年度（R4.4～R5.3）実績（100食未満を切り捨て）

令和4年度営業日数 243日